# 北本市学校開放連絡協議会規約

(名称及び目的)

第1条 本会は、北本市学校体育施設開放連絡協議会(以下「連絡協議会」という)と称し、学校体育施設開放の円滑な運営、管理及び各施設の連絡調整を図ることを目的とする。

#### (組 織)

第2条 本会は、各学校体育施設ごとに組織されている学校体育施設開放運営 委員会の委員および学識経験を有する者で組織する。

#### (役 員)

第3条 本会に次の役員を置く

- (1) 会 長 1名
- (2)副会長 若干名
- (3)顧問若干名
- (4)委員長 若干名

#### (役員の任務)

- 第4条 役員の任務は次のとおりとする
  - (1)会長は本会を代表し会務を総理する。
  - (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
  - (3) 顧問は、会長及び副会長の諮問に応じる。

#### (役員の選出)

第5条 会長、副会長、顧問は、委員長会の推薦による。

#### (委員の任期)

- 第6条 役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。
- 2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会 議)

- 第7条 本会の会議は、全体会と委員長会とし、会議は会長が招集し、会議の 議長となる。
- 2 委員長会は、本会の目的達成のため、必要な事項を審議する。
- (2) 校長は、学校管理の立場で委員長会に出席し、学校体育施設開放が適正 に行われるよう意見を述べることができる。
- 3 会議は構成員の過半数の出席をもって成立する。

4 議事は出席役員の過半数の賛成をもって決定し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

# 附 則

- 1 この規則は、昭和58年4月1日より施行する。
- 2 この規約施行後、最初の年度の第7条及び第9条については昭和58年4 月1日から昭和59年3月31日までとする。

# 附 則

この規約は、平成9年5月27日より施行する。

# 附 則

この規約は、平成13年4月26日より施行する。

# 附 則

この規約は、平成16年6月10日より施行する。

# 附 則

この規約は、平成27年6月24日より施行する。